

イタリア大都市における地区行政の展開

－トリノ市第2地区を手がかりに－

三浦 哲司

あらまし

わが国では現在、大都市制度改革が進行し、そのなかで都市内分権がひとつの論点となっている。実はイタリアでは1970年代から、とりわけ大都市では市内に「地区」を設定し、ここに行財政権限の一部をゆだねて都市内分権を実践してきた経緯がある。

もちろん、わが国とイタリアの地方自治制度のちがいには留意を要する。しかし、たとえば政令市が今後にいっそう行政区への都市内分権を進めるのであれば、イタリア大都市の経験から得られる示唆も少なくないのではないか。このような問題関心のもと、本稿ではトリノ市を例に、地区行政の展開について検討していく。

トリノ市は1990年代から脱工業化を推し進め、都市再生の先進都市に生まれ変わった歴史を持つ。市内は10地区に区分され、それぞれに地区住民評議会と地区センターが置かれている。本稿はこの10地区のなかでも、第2地区に絞って検証を進めた。

その結果、トリノ市本庁から地区センターに対しては、必ずしも大胆な権限委譲が進んでいるとはいいがたく、地区予算も現在は縮減している実態が把握された。他方で、地区センターは単なる出先機関にとどまらず、職員は地区住民をはじめ多様な主体に地区活動への参加を促し、ラウンドテーブルを通じた主体間の連携も促進していた。また、地区住民評議会とも連携しつつ、独自のプロジェクトを立ち上げて実践

し、地区内の問題状況の改善にも取り組んでいる状況が確認された。

このような動向をふまえ、今後の研究ではわが国との比較・考察も視野に入れながら、個別の論点に関するより詳細な分析を進めていきたい。

1. はじめに

わが国では現在、大都市制度のあり方が問われている。政令市とその周辺市町村の総人口が200万人以上の地域を対象に、複数の特別区への分割が可能となるなど、新たな制度改革が進んでいる。その一方で、たとえば地方制度調査会では大都市制度改革に関する検討が進行している¹。もちろん、大都市制度はすでに戦前から重要な検討課題であったし、戦後も数々の議論がなされてきた歴史がある²。ただ、実際に法整備が進む現状をみていると、今日では過去にも増して大都市制度への関心が高まっているといえよう。

そのなかでひとつの論点となっているのが、都市内分権である。わが国では平成の大合併を契機に都市内分権への関心が高まったが、過去を振り返ると大都市における論点でもあった³。その都市内分権が今日的な大都市制度改革のながれのなかで、再び議論の俎上に上がっている。各種の大都市制度改革をめぐる論議をみると、方向性としての都市内分権が模索されている状況がうかがえる⁴。そうであるならば、予

¹ 地方制度調査会 [2013] 参照。

² 大都市制度の変遷に関しては、天川 [2006] 8～42ページ参照。

³ 牛山 [2004] 129～130ページ参照。

⁴ 三浦 [2012a] 52～53ページ参照。

算規模縮小や職員数削減など今日的な時代情勢をふまえながら、わが国の大都市の都市内分権にとって寄与する学術研究を進める必要があるといえる⁵。

そこで、将来的な比較研究を念頭に置き、本稿ではイタリアの大都市における都市内分権、とりわけ行政組織内分権の実践に焦点を当てる。イタリアでは、1970年代から大都市の「地区」(circoscrizione、およそわが国でいう行政区に相当)に対して、行財政権限の一部を委譲してきた経緯がある。詳しくは後述するが、大都市の地区には地区住民評議会と地区センターが置かれ、双方が連携しながら地区運営を担っている。もちろん、わが国とイタリアの地方自治制度のあいだには、大きな違いがある点には留意する必要がある⁶。ただ、イタリアの大都市における地区センターの動向から得られる示唆も少なくないと思われる。

以下ではトリノ市を事例とし、地区センターの全体像を描き出すことに力点を置き、地区行政の展開について検討していく。ちなみに、イタリア大都市の地区に関しては、わが国でも地区住民評議会に焦点を当てた研究はいくつかみられるが⁷、地区センターの動向に着目した研究は管見の限り存在しない。この点でも本稿は一定の意義を有していると考ええる。なお、本稿の記述は現地でのヒアリング調査(2013年2月)、および各種情報・資料の分析に基づいている。

2. 本稿の視点

都市内分権のとらえ方は、論者によってさまざまである。もっとも、「自治体をいくつかの地域に区分する」「区分された地域ごとに行政事務所を置く」「区分された地域ごとに住民組織を置く」といった共通項も把握される。そこ

で、本稿では都市内分権を、自治体内部をいくつかの区域に区分し、それぞれに支所・出張所・区役所などの地域行政機関、および地域住民をはじめとする多様な主体によって構成される協議会(以下、「地域住民協議会」とする)を設置して、双方に自治体行政の本庁から一定の行財政権限の委譲を進める方策として理解したい⁸。

このうち、地域行政機関への委譲のながれは「行政組織内分権」、地域住民協議会への委譲のながれは「地域分権」として把握される。なかでも、本稿が焦点を当てるのは前者であり、地域の実情に即したサービス供給に結びつく点にその意義が求められる。もちろん、行財政権限の受け皿となる地域行政機関と地域住民協議会には、相互に連携・協働しながら、地域が抱える問題の解決につとめていく姿勢が要請される。ただ、後者の「地域分権」に関する検討は、紙幅の都合からも別稿に譲りたい⁹。

さて、行政組織内分権をめぐるのは、いくつかの論点が把握される。たとえば、受け皿となる地域行政機関をどのように位置づけ、そこにどのような行財政権限をゆだね、何をめざすのか、という論点がある¹⁰。大幅な行財政権限の委譲の結果、その運用しだいでは画一的なサービス供給が見直され、地域事情に即した公共サービスの実現につながりうる。ただ、自治体全体としての調整・統合にとってはさまざまなコスト増をもたらす可能性もある。自治体としての一体性と地域ごとの多様性の狭間において、どの位置に均衡点を求めるかが常に問われる。

このほかにも、地域自治の一翼を担う地域住民協議会に対して、地域行政機関としてどのように関わるか、という論点がある。自治体行政当局として協議会の場づくりまでは担当し、その後は「ご自由に活動してください」と向き合うのでは協議会活動はなかなか活性化しない。反対に、協議会活動の方向性を逐一指南すると、

⁵ もちろん、わが国でも大都市の都市内分権に関する先行研究が存在しており、本稿に関係する内容としては、たとえば以下のものがある。新川 [1989] 45～97ページ、田尾 [1990] 66～74ページ、大杉 [2009] 14～31ページ。

⁶ イタリアの地方自治制度の全体像は、主に財団法人自治体国際化協会 [2004] 参照。

⁷ イタリアの地区住民評議会に関するわが国の先行研究とその課題に関しては、三浦 [2012b] 75～77ページを参照されたい。

⁸ Lowndes [1992] 53～54ページ参照。

⁹ 三浦 [2013] 76～85ページを参照されたい。

¹⁰ わが国ではたとえば、政令市の区役所機構のあり方をめぐり、小区役所主義的な機構とするのか、それとも大区役所主義的な機構とするのか、が論点のひとつであった。

今度は協議会の主体性が損なわれてしまう。わが国の自治体の担当職員の多くは、こうした状況にどう対応するか悩まされているように思われる。今日の自治体行政に求められる役割のひとつとして「ネットワーク管理」が指摘されているが¹¹、地域課題の解決にむけてどのようなネットワークを構築し、どのように維持・管理していくかが問われよう。

このような論点をふまえて、本稿では以下の3つの視点から、トリノ市の地区センターに関する検討を進めたい。ひとつは、「そもそも、トリノ市政において地区センターはどのように位置づけられ、どのような業務を担当しているのか」という視点である。一連の検討を進める前提として、地区センターの位相を明らかにしておく必要がある。

ふたつは、「どの領域のどのような行財政権限を、どの程度まで地区センターに委譲し、何をめざしているのか」という視点である。地区センターの設置それ自体は行政組織内分権を進めるうえでの前提条件にすぎない。重要なのは、地区センターが保有する行財政権限の中身とそのマネジメントのあり方であろう。たとえば、受け皿としての地区センターは自らの判断によって、特定地区のみに適用可能な直接的規制まで行なうことはできるのか。

3つは、「地区センターとして、地区住民評議会とどのような関係に立っているのか」という視点である。以下で確認するように、地区センターは地区住民評議会が意思決定した内容を執行する立場にあるが、つぶさにみていくと双方の間には日ごろからの緊密な接点も見出すことができる。そこでは、はたしてどのような連携が把握されるのか。

それでは続いて、トリノ市の検討に移る前に、イタリア地方自治制度における「地区」の位相について概観しておこう。

3. 「地区」の位相

イタリア地方自治制度における地区に関して

は、イタリア地方自治法のなかに規定がみられる。コムーネ（わが国の市町村に相当する）内で権限委譲を進めるために、細分化された行政単位としての地区を設定し、ここにコムーネの事務の一部をゆだねることが可能となっている（イタリア地方自治法第13条、第17条）。地区はあくまでも内部団体であり、法人格は有しない。こうした地区の設置は、人口10万人以上のコムーネでは必置となっている一方、人口3万人以上10万人未満のところでは任意に設置することができる。

このような基準は、1990年代に進展したイタリア地方分権改革のながれのなかで設けられた。もともとイタリア国内では、1963年にボローニャ市で地区住民評議会が創設され、それ以降は時々の温度差があったものの、ボローニャ市やフィレンツェ市では長年にわたり熱心な評議会活動が展開されてきた経緯がある¹²。その後は1970年代の地方分権改革と並行しつつ、1976年には「市行政の分権および市民参加に関する法律」（1976年法律第278号）が成立し、地区住民評議会がイタリア地方自治制度における普遍的なしくみとして位置づけられた。また、1990年には新地方自治法（1990年法律第142号）が成立し、結果として1990年代に再び地方分権改革が進展した。この過程でも地区への権限委譲に関する改革が進み、上述のとおり地区の設置基準が明確化されている。

大都市の地区ではたいてい、地区議員（地区住民による選挙で選出）から構成される地区住民評議会とともに、地域行政機関としての地区センター（わが国の区役所に相当）が置かれる。双方の関係は、地区住民評議会でも審議・議決された内容に基づき、地区センターが業務を執行するというかたちが基本である。また、地区住民評議会にはテーマごとに委員会が置かれ、その運営は地区住民評議会議員と地区センター職員との連携によってなされる。トリノ市での実相はのちに触れるが、一般的にこの委員会は地区住民にとって、地区住民評議会の活動に参加する機会といえる。

もっとも、地区のあり方に関する細かな規定

¹¹ ネットワーク管理に関しては、真山 [2011] 参照。

¹² 埼玉自治体問題研究所イタリア CdQ 研究会 [1982] 参照。

は、コムーネごとの憲章で定められている。いいかえると、イタリア地方自治法では地区の設置に関する大枠のみが定められており、地区にゆだねられる行財政権限の細かな内容までは画一的に規定されているわけではない。そのため、詳細な規定はコムーネごとで異なり、結果として地区の取り組みもコムーネごとで多様性を帯びることになる。さらに、設置された地区レベルでも地区運営に関する独自のルールがあり、同じコムーネ内の地区であっても、地区センターの対応や地区住民評議会の活動にはちがいが見受けられる。

ともあれ、地区住民の代表者から構成される地区住民評議会と、住民生活の最前線でサービス供給を担当する地区センターとの連携・協働によって、地区住民にとって身近な狭域エリアにおける生活環境の維持・改善・向上をめざす点に、地区の設置意義を求めることができよう。このような内容をふまえ、続いてトリノ市の地区の現状を確認していこう。

4. トリノ市における地区の現状

4.1 トリノ市と都市再生

トリノ市はイタリア北西部に位置する、ピエモンテ州の州都およびトリノ県の県都である。近世にはサヴォイア公国・サルディーア王国の首都として栄え、長年にわたり歴史・芸術・文化の拠点となってきた歴史がある。1861年にイタリア王国が統一されたときには最初の首都となり、首都が移転してからは工業都市として今日まで歩んできた。

現在のトリノ市は2013年2月現在で人口は911,823人、面積は130.2平方キロメートルとなっている。市内にはドーラ川とポー川が流れ、17世紀から18世紀にかけて建設が進んだバロック建築の町並みは今日でも整然と残され

ている。イタリア北部ではミラノ市に次ぐ大都市であり、しばしばミラノ市に次ぐ「イタリア第2の工業都市」と呼ばれる。主要産業は製造業であり、特に自動車に関しては大手メーカー・フィアット社の本拠地でもある。フィアット社は1899年にトリノ市で創業して以来、常にまちの政治経済に大きな影響力を有してきた歴史があり、トリノ市は企業城下町といわれる¹³。

もともと、1970年代半ばには石油危機による世界的な不況のあおりを受けてフィアット社が経営不振に陥るなかで、その影響がトリノ市経済にも及び、大量の失業者が溢れてしまうという危機的状況を経験している。1970年代半ばには120万人を超えていた人口は、その後90万人を割り込むまでに減少したのは、フィアット社の経営不振と無縁でない。

ただ、その後はイタリア国内の地方分権のうごきを受け、1993年にはトリノ市でも最初の直接公選制によるV・カステラーニ市長を誕生させた。1990年代からは彼の主導のもと、一連の都市再生に取り組み、多彩な取り組みを実践してきた¹⁴。現在のトリノ市は、ヨーロッパにおける都市再生の先進事例のひとつに位置づけられるまでに至っている。このような歴史を持ち、評価を得ている都市であることが、本稿がトリノ市に着目する理由である。

4.2 トリノ市における地区の現況

トリノ市の地区に関する規定は、主にトリノ市憲章の第5章(第54条～第68条)にみられる。この規定によると、都市内分権・住民参加・住民相談・住民サービスを運営する場所として地区が位置づけられていることがわかる¹⁵。現在では市内は図表1のとおり10地区に区分され、図表2のとおり人口・面積・高齢化率をとってみても地区ごとの状況は多様である。

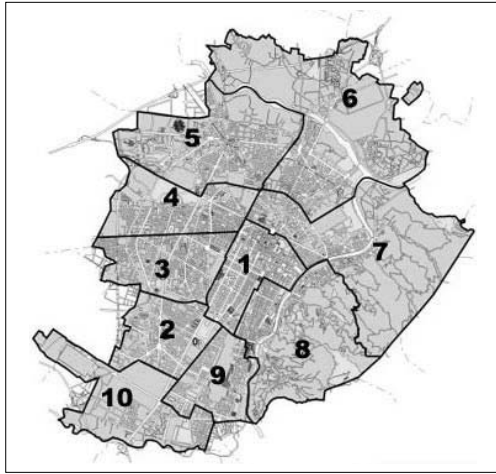
トリノ市でも、地区にはそれぞれ地区センターと地区住民評議会が置かれている(図表

¹³ Rosso [2004] 6～7ページ参照。

¹⁴ たとえば、Urban Masterplan (土地利用における規制とゾーニングの計画)、Strategic Plan (多様な主体の協働による都市経済の再生戦略)、Neighbourhood regeneration project (住民参加を基盤にした条件不利地区の再生事業)の実施があげられる。これらは、トリノ市の都市再生における 'three key projects' といわれる。同時に、ブックフェアや映画祭といったイベント開催にも力を入れ、2006年2月の冬季オリンピック開催はひとつの到達点であった (Winkler [2007] 23～41ページ参照)。

¹⁵ トリノ市ホームページ「STATUTO DELLA CITTÀ DI TORINO」参照、2013年4月現在。http://www.comune.torino.it/amm_com/statuto/statuto.html

図表1 トリノ市の10地区の位置



※トリノ市行政当局の提供資料による。

3)。このうち地区センターに関しては、地区行政運営の最高責任者としてマネジメントにあたるのは、市職員のセンター長 (Direttore) である。センター長が担当する基本的な業務は、地区センターが所管する業務の全体調整、および地区行政運営における進行管理である。地区行政運営にあたってはトリノ市の都市内分権規定 (Regolamento del Decentramento) にしたがうが、地区ごとでも個別事情に即してさまざまな規定を設けており、センター長としては市行政と地区行政に挟まれつつ、行政運営における双方の折り合いをつけていくことになる。また、センター長は立場上、地区住民評議会の議長(後

述)とは頻繁に会合を持ち、地区内の状況に関する情報共有につとめている。評議会議長から地区センターに対して特段の方針や要望の提示があれば、センター長として地区センター職員にその内容を伝達する役割も果たす。

地区センターではこのようなセンター長のもと、地区財政や雇用・労働など領域ごとに責任者としての担当職員が配置され、地区行政運営が担われている。さらに、彼らのもとに複数のスタッフが配置され、地区センター全体としての業務が担当される。なお、地区センターの業務領域に関してはのちに詳述するが、住民票の発行、あるいは保育所への入所手続きといった窓口業務はもちろん、地区行政の拠点として住民生活の向上にむけた多様なプロジェクトを展開している。

トリノ市の地区住民評議会に関しては、他のコムーネと同様に、地区予算の配分や地区事業の実施に関する審議を担当することが活動の基本である。評議会は10地区とも25名の地区議員から構成され、議員任期は5年である。うち1人は議長 (Presidente) として地区を代表し、各種行政文書への署名、地区内の会議 (全体会議、執行部会、委員会) の招集、コムーネレベルの会議 (全10地区の地区住民評議会議長が参加する週1回の定例会議など) への参加といった役割を果たす。また、評議会には議長および6名の地区議員 (各委員会の調整役 (Coodinatore) を兼務) から構成される執行部 (Giunta) が置かれ、地区年次計画の策定や委

図表2 10地区ごとの状況

地区名	人口	面積	高齢化率	地区名	人口	面積	高齢化率
第1地区	78,952人	7.0 km ²	23.4%	第6地区	108,454人	25.2 km ²	22.8%
第2地区	102,297人	7.3 km ²	29.2%	第7地区	90,244人	22.6 km ²	22.5%
第3地区	130,426人	8.6 km ²	24.8%	第8地区	58,534人	16.6 km ²	24.1%
第4地区	99,778人	9.2 km ²	23.0%	第9地区	76,320人	6.6 km ²	26.5%
第5地区	127,578人	15.6 km ²	23.6%	第10地区	39,240人	11.4 km ²	26.4%
				合計	911,823人	130.2 km ²	24.5%

※トリノ市行政当局の提供資料に基づき、筆者が作成した (数値は2013年2月現在)。

議会活動の全体調整に取り組む。

ほかにも、評議会の内部には委員会が置かれ、ここに地区住民が参加するかたちで地区議員との意見交換・連携が果たされている。10地区すべての評議会では、コムーネ議会における委員会編成に対応して、第1委員会（地区予算や地区資源を担当）、第2委員会（都市計画や公共交通を担当）、第3委員会（労働問題や産業振興を担当）、第4委員会（健康福祉や社会サービスを担当）、第5委員会（文化教育やスポーツ・余暇活動を担当）、第6委員会（環境問題や地区公園を担当）が置かれている。各委員会ではその時々テーマについて参加者が意見を出し合い、その結果は評議会における意思決定の際の参考意見として重視されることになる。

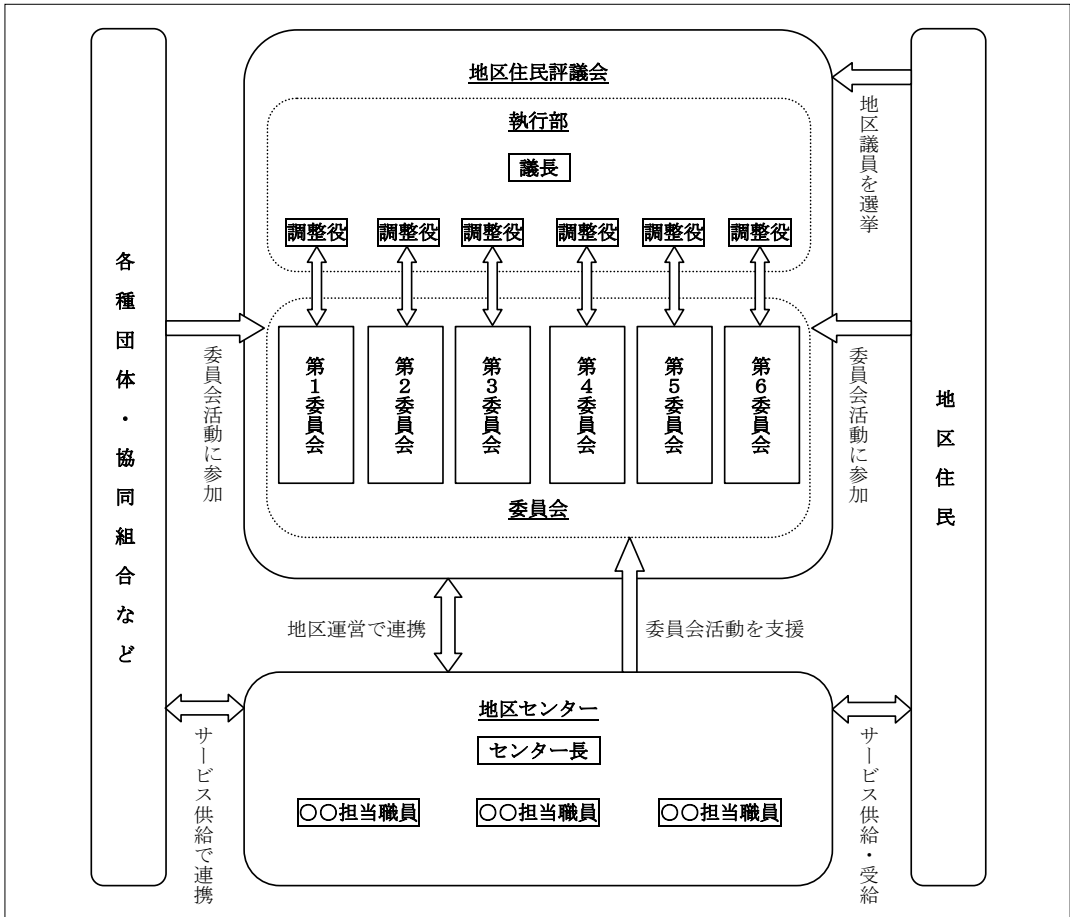
それでは、続いてトリノ市の全10地区のなかでも第2地区に着目し、地区センターの動向を中心に地区行政の展開をみていこう。

5. 第2地区における地区行政の実践

5.1 事例としての第2地区

サンタ・リータ地区とミラフィオーリ・ノード地区のふたつからなる第2地区は、トリノ市の南西部に位置し（図表1の2）、地区内には集合住宅を中心に数多くの住宅が立ち並んでいる。この地区は2013年2月現在で、人口は102,297人、面積は7.3km²、高齢化率は29.2%

図表3 トリノ市の地区センターと地区住民評議会



※筆者作成。

となっている（図表2）。とりわけ際立っているのは高齢化率の高さであり、トリノ市全体の平均からは5%近くも高く、全10地区のなかでもっとも高齢化が進んでいる。

この第2地区の東部に位置するサンタ・リータ地区は、1960年代から1970年代にかけては移民が多く居住していたが、現在では第三次産業従事者が数多く居住している。この地区内には以前から大規模なスポーツスタジアムがあり、冬季オリンピックの際にはあらたに屋内競技場やイベント会場が整備された。また、スタジアム付近の青空市場は活況を呈しており、地区内のところどころに商店も点在している。他方、第2地区の西部に位置するミラフィオーリ・ノード地区は、歴史的に工場労働者が多数居住してきた。もっとも、EUの構造基金を活用して近隣再生に取り組んだ結果、現在では生活環境が大幅に改善されて新たな住宅街へと生まれ変わっている。このように、元来は異なる地域特性を有してきた2地区であったが、しだいに双方のちがいは希薄化してきた。

さて、本稿が第2地区に着目するのは、この地区がフィアット社の本社工場（ミラフィオーリ工場）に近接しており、その影響を大きく受けてきた歴史を有するからである。かつては田園地帯であった第2地区は、本社工場の拡張とともにその姿を大きく変貌させてきた。結果として、広大な面積を有するにいたった本社工場は多数の従業員を抱え、彼らのなかには第2地区に居住する者も多かった。そのため、フィアット社の業績に連動して地区人口も変動し続け、地区内の商業も好況・不況のあおりを幾度となく受けてきたのだ。そればかりでなく、住居・保育・学校といった地区内の公共サービスの供給さえも、フィアット社の状況しだいで変化を繰り返さざるをえなかったのである。本社工場が位置する第10地区とともに、この第2地区はとりわけフィアット社のあり様が地区そのものを大きく左右してきたといえよう。

ところで、トリノ市全体にも共通するが、現在の第2地区では人口減少が進行している。その背景のひとつには、1970年代に国内・海外から多くの工場労働者が第2地区に押し寄せたが、彼らは退職後に出身地へ戻っていったという事情がある。また、それ以外の工場労働者は退職後も第2地区に住み続けるケースもあり、

このような地域特性が高齢化に関係している。先に触れたとおり、第2地区はトリノ市全10地区のなかでもっとも高齢化率が高いが、その背景にはこうした地域事情がある。

5.2 第2地区センターの体制

第2地区内には地区行政の拠点として、カッシーナ・ジャイオーネ（Cascina Giaione）とカッシーナ・ロッカフランカ（Cascina Roccafranca）というふたつの施設があるが、地区センターとして包括的な機能を果たしているのは前者である。地区センターが担当する業務領域は、住民生活に広く関連する「地区住民へのサービス対応」、および地区センターの組織運営に関連する「地区センター内部の行政管理」のふたつからなる。業務内容に応じて部局編成がなされ、その概要は図表4のとおりである。

第2地区には専任のスタッフが約200名いるが、全員が地区センターに常駐しているわけではなく、地区内にある児童センター・家族センター・青少年センター・高齢者センター・地区公園・地区図書館・運動施設といった地区センター所管の公共施設に勤務する者もいる。彼らは市職員であり、人事権はトリノ市本庁にある。そのため、人事異動で本庁勤務となる場合もあるし、他の地区センターへと異動になる場合もある。換言するならば、地区住民評議会や地区センターの裁量によって独自に職員を採用することはできないのである。喫緊の問題解決にあたるためにどうしても人員が必要な場合には、本庁に対して職員の増員や派遣を交渉するなどして対応しているという。

すでにトリノ市の地区センター体制を確認したが、第2地区でも基本的には同様のかたちである。センター長のもとに担当職員が8名配置されており、彼らのなかには地区住民評議会における委員会のマネジメントを担当する者も含まれる。この8名のもとにスタッフが複数おり、第2地区における地区行政が運営されている。地区住民評議会に対しては、地区センターとして評議会活動の事務局機能を担っており、とりわけ評議会議長とセンター長は頻繁に会議を持ち、第2地区の運営のあり方について協議している。また、委員会の運営をめぐり、評議会の調整役（執行部メンバーを兼務）も担当職員と

定期的に会議を重ねているのが現状である。

5.3 地区の行財政権限とその運用

5.3.1 地区予算の性格

地区の判断で使途が決定できる予算がどの程度ゆだねられ、実際にどのように運用されているかは、行政組織内分権の度合いを測るメルクマールとなる。トリノ市では毎年、10地区それぞれに一定額の資金を地区予算として配分している。その金額はトリノ市全体の予算状況によって決まるため、年度ごとで変動する。10地区ごとの配分額は地区人口や地区が抱える問題状況等に配慮しており、同額を一律配分するかたちは採っていない。

トリノ市では冬季オリンピックの開催時に発生した借入金の返済が市財政を圧迫するな

かで、イタリア国内の不況の影響を大きく受け、現在では市全体の予算規模が年々縮小している。結果として地区予算の総額も減少を続け、2013年度は約658万ユーロである。これは2007年度の半額程度であり、2008年度以降は地区予算が減り続けている¹⁶。

ちなみに、地区（地区住民評議会、地区センター）にはトリノ市本庁に対して、次年度の地区予算額を予算要求する機会是与えられていない。そのため、各地区は一方的に市から毎年配分される予算額を基に、地区住民評議会でその使途を決定していくことになる¹⁷。また、地区には独自の課税権が付与されているわけではなく、地区予算以外の収入としては施設使用料などの手数料収入が入る程度となっている。もっとも、地区ごとにあがるこの収入も一度トリノ市本庁に収め、その後に再配分されるかたちが基本である。

図表4 第2地区センターの担当部局とその業務

領域	担当部局	担当業務
地区住民へのサービス対応	住民窓口担当	電話の取り次ぎ、各種情報の提供
	住民記録担当	身分証明書の発行、各種証明書の発行、居住記録の編さん
	財産担当	公共空間の使用許可、施設利用予約の対応、地区財産の維持管理
	住通商業務担当	雇用対策、商業空間の管理、青空市場の運営
	広報担当	地区行事の情報発信、メディア対応、インターネット対応
	住民相談担当	情報公開請求への対応、請求方法の伝達、プライバシー相談
	文化担当	文化・スポーツイベントの開催、教育関係業務、余暇関係業務
	維持管理担当	スポーツ施設や花壇の維持管理、交通問題対応、環境啓発
地区センター内部の行政管理	秘書業務担当	地区住民評議会議長の秘書業務、センター長の秘書業務
	予算担当	購入管理、予算管理、会計管理、協定・契約の締結
	地区住民評議会担当	評議会活動と市政との調整、会議の記録作成、議員への連絡調整
	情報管理担当	コンピューターの維持管理、データベースの維持管理、ネットワーク障害への対応
	人事担当	人事管理
	文書担当	文書管理、資料の記録・保管
	業務安全担当	安全管理、職員健康管理、その他の危機管理

※第2地区センターの提供資料に基づき、筆者が作成した。なお、担当業務によってはふたつの領域にまたがる内容もあるが、ここでは便宜的に区分している点に留意されたい。

¹⁶ トリノ市本庁の都市内分権担当者へのヒアリング調査による（2013年2月28日、於・トリノ市役所本庁舎）。

¹⁷ 地区住民評議会では毎年、地区運営にかかる基本的な方針を明示した地区年次計画が執行部によって策定されるが、この計画内容がトリノ市本庁における地区予算配分額の決定に何らかの影響を与えることもないという（第2地区住民評議会の議員へのヒアリング調査による、2013年2月28日、於・第2地区センター）。

5.3.2 第2地区の地区予算編成と運用

このような地区予算は、地区の現場ではどのように運用されているのか。第2地区の地区予算の編成過程は以下のとおりである。まず、トリノ市本庁から配分される地区予算の総額をふまえ、地区住民評議会の執行部メンバー7名で用途の大枠を定める作業に取り掛かる。その過程では執行部メンバーと地区センターの担当職員との間で意見交換が繰り返され、執行部として地区が抱える問題状況や課題を把握したうえで、地区予算の用途を定めていくことになる。

なお、この局面では執行部の意向が全面的に尊重されるため、たとえば特定の領域に対して重点的に予算配分することも可能ではある。ただし、先のとおり近年では地区予算額の縮減が続く、現在は予算編成における執行部の裁量幅も小さくなっている。そのため、地区予算の用途は実際には硬直化し、前年度の地区予算額をベースにして当該年度の地区予算を編成する状況が続いている。このことは、地区として独自の取り組みを展開するために活用できる予算枠が年々減少している事態を意味する。

ともあれ、地区予算の用途の大枠が定まると、それにしたがって予算執行がなされる。第2地区における2012年度の地区予算の内訳は、

図表5のとおりである。ここからも、とりわけ「施設の維持管理」に関する割合が多くを占めている実態が把握される。具体的には、第2地区内に点在しているスポーツ施設や福祉施設の運営や補修に充てられる。こうした経費は毎年計上して一定額を維持せざるをえない内容であるため、結果としてそれ以外の予算が毎年縮小し続けている。そのため、たとえば「雇用対策」に関しては、従来は30名の参加枠を設けて展開してきた雇用トレーニングプログラムについて、その枠を15名に減らすなどをして対応している状況であるという¹⁸。

5.3.3 第2地区センターの業務裁量

こうした地区予算の状況の一方で、地区センターには地区行政運営における業務裁量も与えられている。もっとも、地区センターが担当する業務領域ごとで裁量の大小があり、さらには行政権限の委譲度合いも一様ではない。そのため、この問題を一括りにとらえるのは困難であるし、現況をどのように評価するかは設定する基準によっても変わってくる。このような事情をふまえ、ここでは筆者がヒアリング調査を通じて知りえた情報を基に、第2地区センターに与えられている業務裁量について、具体例を示すにとどめたい¹⁹。

図表5 第2地区の2012年度地区予算

用途	金額	割合	用途	金額	割合
行政管理	€30,000	3.4%	学校・子ども事業	€62,500	7.1%
施設の維持管理	€376,000	43.0%	家族事業	€27,000	3.1%
雇用対策	€22,000	2.5%	青少年事業	€85,000	9.7%
障がい者福祉	€64,000	7.3%	高齢者事業	€51,000	5.8%
子ども福祉	€55,500	6.3%	余暇事業	€40,000	4.6%
高齢者福祉	€31,500	3.6%	スポーツ	€6,000	0.7%
成人福祉	€2,000	0.2%	環境啓発・環境教育	€3,000	0.3%
福祉管理	€12,000	1.4%	その他	€7,500	0.9%
			総額	€875,000	100%

※第2地区センターの提供資料に基づき、筆者が作成した。

¹⁸ 第2地区センターの地区予算担当者へのヒアリング調査による（2013年2月26日、於・第2地区センター）。なお、現在ではサービス削減の代替として、住民生活に寄与する活動に取り組む団体からは施設利用料を徴収しないなどの対応がなされているという。

¹⁹ ここでの情報は、第2地区センターのプロジェクト担当職員へのヒアリング調査による（2013年2月25日、於・第2地区センター）。

図書館サービスに関しては、トリノ市内には国立図書館と市立図書館のほか、10地区ごとに地区図書館が設置されている。この地区図書館はトリノ市および地区センターによって共同運営されているが、大半の業務は地区センターに判断がゆだねられている。そのため、地区図書館の開館日と開館時間、購入する本の内容と冊数、地区図書館が主催するセミナーやイベントの企画・運営などは、地区センターの対応しだいとなる。第2地区には現在ふたつの地区図書館があり、日によって開館時間は異なるものの週6日は利用可能である。なお、第2地区に限ったことではないが、地区図書館には司書などの専門スタッフが配置されておらず、彼らは必要に応じて地区図書館に向向いて対応にあたる。

そのほかにも、第2地区センターが所管する公営プールに関しては、たとえばあるスポーツ団体に対して特定のレーンを団体専用として貸し切らせるか否かといった施設利用にかかる判断は、その運動施設ごとに行なうことが可能である。また、運動施設の営業時間も施設ごとの判断で決定できる場合が多い。他方で、施設利用料金に関してはトリノ市で一律の基準が設けられており、施設側に利用料金の決定権限まではゆだねられていない。同時に、利用料金もすべて施設側の収益となるわけではなく、いったんはトリノ市に収められ、そののちに必要に応じて再配分される形式が採られている。

ちなみに、プール内の清掃や水の張り替えを担当する業者を選定する場合、地区センターの裁量で契約することができるという。もちろん、契約にかかるトリノ市行政としての規定にしたがう必要はあるが、その内容に則る限りにおいては地区センターの判断で契約を進めることが可能となっている。ただ、地区予算が年々減少している状況ゆえに、こうした契約の際にはコスト面が最重視されるのも事実である。地区図書館にしても、地区運動施設にしても、地区予算の縮減によってその運営にさまざまな影響が生じている今日的状況を把握することができる。

ともあれ、筆者が関係者にヒアリングした限りでは、地区センターが自らの判断において、地区住民に対して何らかの直接的規制を行なう、あるいは独自に課税権を行使して税を徴収するといった程度にまで、地区センターに対して大胆な行財政権限の委譲がなされているわけ

ではないことは確かといえる。

5.4 地区住民評議会とのかかわり

5.4.1. プロジェクトづくりにおける地区住民評議会との接点

地区センターにとって重要となるのが、地区住民評議会とのかかわりである。というのも、地区住民評議会が地区運営の方向性を提示し、それにしたがって地区センターが業務を遂行していく関係が双方にはあるからである。また、地区センターが独自のプロジェクトを実践する過程では、地区住民評議会との関係も生じてくる。ここでは、地区センターが立ち上げるプロジェクトの実践を手がかりにし、第2地区における地区センターと地区住民評議会との関係を確認しておこう。

トリノ市では10地区の地区センターそれぞれが、地区が抱える問題状況を改善するために自らの判断でプロジェクトを立ち上げ、対応にあたっている。第2地区センターも例外ではなく、現在までに多様な領域にわたるプロジェクトを実践してきた。内容はその時々地区事情にも左右されるが、とりわけ第2地区では高齢化が進んでいるゆえに、高齢者福祉や社会サービスに関するものが多かった。

第2地区センターのなかでプロジェクトの運営を担当する責任者は、地区住民評議会の委員会事務を担っている職員である。彼らは同じ地区センター職員とともにプロジェクト運営を任せられ、地区内の活動団体や施設関係者から意見聴取を行なってプロジェクトの中身を具体化させていくことになる。立ち上げから実施までの一連のながれは、以下のとおりである。

トリノ市内には、伝統的に地区内に点在する教会を核とした住民のゆるやかなつながりが現在も残っているところがあり、第2地区はこれに該当する。第2地区の住民の一部は、教会での会合のなかで身近な生活問題について意見交換する機会を持つことがある。第2地区センターのプロジェクト担当職員たちはこうした会合に向向いて地域事情の把握につとめる。同時に、積極的に意見を述べる地区住民に声をかけをし、ラウンドテーブルへの参加を促す。

第2地区ではテーマごとに、「学校と児童」家

族」「障がい者」「高齢者」「青少年」「文化とエコミュージアム」「労働」という7つのラウンドテーブルが地区レベルで設置され、定期的に開催されている。同時に、これら7つの関係者・関係団体が一同に会して、第2地区全体にかかわる問題についての意見交換や調整を図る全体ラウンドテーブルも開かれている。プロジェクト担当職員たちは、こうしたラウンドテーブルの開催では連絡調整や資料作成を担う。

ラウンドテーブルにはテーマごとで、地区住民はもちろん、第2地区内で活動する各種団体関係者、協同組合関係者、ソーシャルワーカーなどが参加する。彼らはワークショップを通じて第2地区の問題状況を共有し、問題解決の方向性や団体間の連携可能性を模索している。プロジェクト担当職員にとっては、地区住民や各種団体関係者の意向を把握することに加え、地区内で活動する団体間のネットワーク形成を促すことも、ラウンドテーブルのねらいであることがわかる。こうした機会に出される意見をふまえ、職員は地区センター内での調整も行ないつつプロジェクト内容を練り上げていく。

その後、プロジェクトの素案ができあがると、担当職員たちによって地区住民評議会の執行部へと提案される。提案を受けた執行部メンバーは、担当職員たちと意見交換しつつ提案内容を吟味していく。その結果、当該プロジェクトが第2地区にとって必要であると判断されれば、審議は地区住民評議会の委員会の場に移る。この委員会には誰でも参加することができ、プロジェクト内容に興味・関心を持つ地区住民や地区住民評議会議員が参加する。委員会では担当職員が当該プロジェクトへの協力者（ラウンドテーブル参加者など）と一緒に趣旨・ねらい・内容などをひとつおりに説明し、地区住民も交えた意見交換が行われることになる。その結果として参加者から一定の理解を得られれば、当該

プロジェクトは地区住民評議会の全体会議での採決に回される。最終的には、全体会議で過半数の支持が得られると、当該プロジェクトの採決が決定する。

5.4.2 プロジェクトの実践

ところで、プロジェクトの具体的な内容については、紙幅の都合からここですべてを扱うことはできない。そこで、参考までにエコミュージアムプロジェクト（progetto ecomuseo）を取り上げ、その内容を確認しておこう。このプロジェクトのねらいは、地区がこれまで築いてきた歴史・風土・文化を目に見えるかたちで整理し、広く発信することで住民の地区に対する愛着を育み、地区活動への参加を促進する点にある。現在まで10地区ごとに活動拠点としてエコミュージアムを設置し、多様な主体の参加を募りながら地区特性に応じた取り組みを展開してきた²⁰。第2地区ではこのプロジェクトを通じ、かつて使用されていた農耕具や古い写真の展示会の開催、地区史誌の編さんなどを進めてきた経緯がある。また、18世紀に建てられ、老朽化が著しかった教会を新たな地域資源として位置づけなおし、その修復にも取り組んできた。現在では地区内の小学校と連携し、再生された教会のなかで、児童を対象とした工作教室やクリスマスイベントが定期的に開かれている。

ちなみに、取り組みが活性化しない地区も見受けられるなかで、第2地区のエコミュージアムプロジェクトは比較的多くの成果をあげてきたといわれる。詳細な分析は別稿に譲らざるをえないが、その背景には第2地区で設立されたカッシーナ・ロッカフランカ基金による金銭的支援があった²¹。また、第2地区は伝統的に各種団体の活動が盛んであり²²、なかでもボランティア団体が第2地区のエコミュージアムプロ

²⁰ エコミュージアムプロジェクトは当初、冬季オリンピックの前に、市民のトリノ市への愛着を育むねらいから、市全体を対象としてスタートした。その後、地区の活性化に寄与するという理由で、現在は10地区ごとでの取り組みへと移行している。

²¹ 地区予算におけるエコミュージアムプロジェクトの運営費用は、過去に比べると現在は大幅に削減されてしまった。そのため、カッシーナ・ロッカフランカ基金（トリノ市、EU、サンパウロ財団などが資金を拠出して設立）からの金銭的支援に依拠している。あるいは、プロジェクトのスタッフが地区活動に関する研修会の講師をつとめ、その収入を活動資金に充てているという（第2地区エコミュージアムのボランティアスタッフへのヒアリング調査による、2013年2月28日、於・第2地区エコミュージアム）。

²² 現在の第2地区は住宅地が多く立ち並んでいるが、もともとはトリノ市の中心部からは離れた田園地帯であった。そのため、農民たちは共同で農業を営み、穀物を栽培して生計を立ててきた。その後、フィアット社が拡大するにつれて地区の様相もしだいに変化し、労働者同士の連帯も生まれていった。このような土地柄が各種団体の活動の活発さに影響しているといわれる（第2地区エコミュージアムのボランティアスタッフへのヒアリング調査による、2013年2月28日、於・第2地区エコミュージアム）。

プロジェクトに対して積極的に関わって運営を支えたという人的支援もあった。さらに、EUの構造基金を活用し、地区住民が集う活動拠点が整備されたという好機もあった。とりわけ構造基金に関しては、第2地区においては地区住民の地域づくり活動にとっての一助となってきたといえよう²³。

なお、採択されたプロジェクトは、全体ラウンドテーブルや地区住民評議会において定期的に進捗状況のモニタリングも行なわれる。その結果しだいでは、たとえ進行中でもプロジェクトが打ち切りとなるケースもありうる。あるいは、地区住民評議会の議員選挙の結果、執行部体制が変わって地区運営の方向性も大きく転換され、予算削減に伴ってプロジェクトが廃止になったことも過去にはあった。ともあれ、第2地区でのプロジェクトづくりにかかる一連の動向からは、地区センターの担当職員たちが創意工夫を重ねつつ、地区住民を巻き込みながら、かつ地区住民評議会とかかわりあいを持ちながら、地区づくりに取り組んでいる状況が把握される。

5.5 考察と課題

ここまでの第2地区に関する内容をふまえ、本稿の視点からあらためてトリノ市の地区行政の展開について考察しておこう。まずトリノ市では、地区センターは窓口業務を担うのはもちろん、多様なプロジェクトを立ち上げることで地区が抱える問題に向き合い、またラウンドテーブルを通じて地区内で活動する各種団体の連携を促す役割も果たしていた²⁴。その内容は、労働・福祉・教育など多岐にわたっていたのである。そのため、地区センターは単なる出先機関にとどまらず、地区自治の活性化にむけたエンパワーメント機能を発揮する役割が期待され

ているといえよう。実際に、トリノ市行政当局本庁の都市内分権担当者も、地区ごとでの多様な主体同士の連携・協働は重要であり、いかにしてそれを促していくかが地区センターに求められる役割であると言及していた²⁵。

このように、地区住民の生活環境の維持・改善・向上をめざしている地区センターだが、現在は地区予算の縮減傾向に歯止めがかからず、これまでのサービスの量や質を見直さなければならぬ状況に直面しているのも事実であった。たとえば、地区センターが所管する教育文化施設や運動施設に関しては、厳しい財政状況ゆえに各種の業務契約ではコスト削減を最重視せざるをえない状況に置かれていた。また、施設側には運営面で一定の裁量も認められていたものの、地区センターにあらゆる行財政権限が大胆にゆだねられているわけではなかった。地区センター職員は明言を避けていたが、地区住民評議会議員からは、地区独自の取り組みを展開するために活用できる予算の枠が減少する今日的状況をふまえると、地区の位置づけやそのあり方自体を再考すべき時期にきているのではないかと、との意見も聞かれた²⁶。

地区住民評議会との関係に関しては、委員会の運営やプロジェクトの検討といった局面において、地区センターと地区住民評議会とのかかわりを見出すことができた。また、センター長は地区住民評議会議長とともに地区運営における車の両輪として、日常的に緊密な協議を重ねていた。もちろん、地区住民評議会のなかでも、執行部メンバー7名とそれ以外の議員18名とでは、地区センターとのかかわりの頻度は大きく異なる。ただ、そうであったとしても、第2地区の実態からは少なくとも、単に地区住民評議会が地区運営の大きな方向性を提示し、それを受けて地区センターが粛々と業務遂行す

²³ トリノ市では1990年代からの都市再生過程において、EUの構造基金(Structural Fund)の枠組みにおけるUrban IIを用いて、Neighbourhood regeneration projectに取り組んできた経緯がある。このプロジェクトは住民にとって魅力的な地域づくり、商的・社会的・文化的機会の創造、質の高い公共サービス供給を通じた市と近隣住区との結合、の3つをめざし(Rubbo [2009] 3ページ参照)、第2地区内のミラフィオーリ・ノード地区も対象エリアとしていた。プロジェクトは2001年から2006年まで実施され、5年間で5300万ユーロ(うち、1100万ユーロはEU基金)が投入されてハードとソフトの両面で近隣再生が進行した(Winkler [2007] 38ページ参照)。なお、EUの構造基金および結束政策の展開に関しては、諸富[2010] 85～136ページ参照。

²⁴ 本稿では詳しく触れられなかったが、地区センターの業務のうち、窓口業務以外で地区住民の生活に直結する内容としては、児童を対象としたサマースクールがある。イタリアの小学校では夏季休暇が3カ月近くあるが、地区が主催するサマースクールはとりわけ共稼ぎ世帯にとってこの期間の学童保育的な機能を果たすことになる。このような例からしても、地区センターは地区住民にとって重要な存在であることがうかがえる。

²⁵ トリノ市本庁の都市内分権担当者へのヒアリング調査による(2013年2月28日、於・トリノ市役所本庁舎)。

²⁶ 第2地区住民評議会の議員へのヒアリング調査による(2013年2月28日、於・第2地区センター)。

るという形式的な関係にとどまっていな実態を把握することができる。

他方で、現在では地区センターの行政運営に関する課題も浮かび上がってきている。繰り返しになるが、地区予算の縮減状況に対して、どのように向き合うかという課題がある。トリノ市では毎年、地区予算の規模が縮小し続けており、当面はこの状況が改善される見込みもない。もちろん第2地区もこの影響を大きく受け、地区センターが供給するサービスにおける量・質の削減、あるいは独自に展開するプロジェクトの中断などが実際に生じている。幸い、第2地区では地区活動が盛んなために、財団や基金からの資金提供も多く得られ、他地区に比べると深刻な状況に置かれているとはいいがたいのも事実である。もっとも、その第2地区でさえ、現在の状況がいつまで継続するかは未明といわざるをえない。

また、第2地区の地区活動に参加する住民の意欲もしだいに減退してきており、地区センターが進める取り組みに対して参加するのは特定の一部住民にとどまっているという課題も指摘されている。ラウンドテーブルには、参加団体が継続して参加し続けることが難しく、現在ではテーマによっては団体数も減少しつつある。この背景には、国内の経済的な不況ゆえに住民の多くが日々の仕事や職探しに追われ、かつてのように地区活動に振り向けるだけの時間的・精神的余裕がなくなってしまったという事情がある。もっとも、プロジェクトの担当職員によると、財政状況が芳しくないなかで公共サービスの縮減が進行するとなれば、地区が抱える問題には必然的に住民同士の支え合いによって対応せざるをえない場合もあり、今後はプロジェクトの中身を見直してより多くの地区住民の参加を促進する方策を打ち出すことが必要であると認識しているという²⁷。

6. まとめにかえて

本稿ではここまで、トリノ市第2地区を手がかりにして、イタリア大都市における地区行政の展開について検討してきた。本稿のまとめにかえて、一連の検討から得られる示唆に触れておくことにしたい。

それは、地区住民に向き合う地区センター職員の姿勢についてである。第2地区センターでは、担当職員が頻繁に地区内の住民活動の現場に出向き、地区住民をラウンドテーブルやプロジェクトに巻き込む努力を重ねていた。トリノ市の場合、担当職員が比較的長期にわたって同じポジションにとどまるために、このような対応が可能であるという事情もあろう。同時に、縮減してはいるものの、トリノ市本庁から配分される地区予算が、地区住民評議会での承認を経てプロジェクト運営費に充てられるといった財政的な支援もあった。このような環境のもと、丹念に地区事情の把握につとめて積極的に地区住民の参加を促し、ラウンドテーブルを通じて各種団体間のネットワーク形成につとめていく担当職員の姿勢は示唆に富み、冒頭で触れたネットワーク管理の要請という今日的動向とも親和的であるように思われる。10万人近くが居住する第2地区では、こうした取り組みはごく一部の住民のみの活動にすぎないのかもしれない。ただ、こうした地道な取り組みの積み重ねが、地区運営を根底で支えているのではないだろうか。

なお、本稿では地区センターの全体像を描くことに力点を置いた。結果としてトリノ市本庁との関係、URPとの連携や役割分担²⁸、サービス提供における協同組合との連携、地区住民の生活福祉を支える業務形態、のそれぞれについて詳細までには十分に踏み込むことができなかった。個別の実態把握とその分析は今後の研究課題としたい。

²⁷ 第2地区センターのプロジェクト担当職員へのヒアリング調査による（2013年2月25日、於・第2地区センター）。

²⁸ URP（Ufficio Relazioni con il Pubblico）とは、「行政の透明性向上」「行政への市民参加の促進」「行政の情報公開の促進」を目的として、1990年代の地方分権改革のながれのなかでイタリア国内のコムーネに設置されていた機関である。トリノ市では1994年に設置され、市民はURPの窓口において、自らが希望する情報や資料の提供を受けることができる。また、市長や市議会に対し、URPを通じて意見や要望を伝達することも可能である。現在は全市レベルのURPとともに地区ごとにもURPが置かれており、特に後者はたとえば道路照明の不点灯や公園のベンチの故障などの通報を地区住民から受け付け、関係部署に取り次いで対応をゆだねる役割を果たしている（トリノ市役所本庁のURP担当者へのヒアリング調査による、2013年2月27日、於・トリノ市役所本庁舎）。

参考文献

- ・天川晃 [2006] 「指定都市制度の成立と展開」東京市政調査会編『大都市のあゆみ』東京市政調査会
- ・今川晃 [2012] 「自治体の再編と地域自治-ローカルガバメントとローカル・ガバナンス」日本地方自治学会編『第一次分権改革後 10 年の検証』（地方自治叢書 23）敬文堂
- ・牛山久仁彦 [2004] 「自治体政府と都市内分権-分権時代に求められる参加・協働と都市行政」武智秀之編著『都市政府とガバナンス』中央大学出版会
- ・大杉覚 [2009] 「大都市における都市内分権と地域機関-特別区における総合支所制度と自治・協働の推進」『都市社会研究』第 1 号
- ・工藤裕子 [1994] 「イタリアにおける地方行政改革の試み-90 年 142 号法の意義」日本行政学会編『行政学と行政法学の対話』（年報行政研究第 29 号）ぎょうせい
- ・埼玉自治体問題研究所イタリア CdQ 研究会 [1982] 『地区住民評議会-イタリアの分権・参加・自治体改革』自治体研究社
- ・財団法人自治体国際化協会 [2004] 『イタリアの地方自治』
- ・田尾雅夫 [1990] 『行政サービスの組織と管理』木鐸社
- ・地方制度調査会 [2013] 『大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申』
- ・新川達郎 [1989] 「指定都市の区制度における集権化と分権化-行政区の研究」『東北学院大学論集法律学』第 35 号
- ・日本都市センター [2002] 『自治的コミュニティの構築と近隣政府の選択』
- ・真山達志 [2011] 「地方分権時代におけるネットワークの設計と管理-現代の自治体行政求められる能力」『法学新報』第 118 巻第 3・4 号
- ・三浦哲司 [2012a] 「大都市における都市内分権の可能性と留意点」『地域開発』第 576 号
- ・三浦哲司 [2012b] 「トリノ市の地区住民評議会」『龍谷政策学論集』第 2 巻第 1 号
- ・三浦哲司 [2013] 「トリノ市における地区住民評議会の実践」『市政研究』第 180 号
- ・諸富徹 [2010] 『地域再生の新戦略』中央公論新社
- ・山田公平 [2008] 「イタリア・ポローニャ市地区評議会（CdQ）システムと市民参加の現状」コミュニティ政策学会編『コミュニティ政策』（第 6 号）東信堂
- ・Lowndes, Vivien [1992] "Decentralisation: The Potential and the Pitfalls," *Local Government Policy Making*, 18 (4).
- ・Rosso, E [2004] "Torino: Policies and actions at a metropolitan level". Paper given at the conference 'La Gouvernance Metropolitaine: Recherche de coherence dans la complexite' Montreal, 7-8 October 2004.
- ・Rubbo, V [2009] 'Urban regeneration and integration in Turin (Italy): the example of Porta Palazzo/ The Gate project, Paper given at the forum 'Institute for Multicultural Affairs' the Netherlands, 2009.
- ・Winkler, A [2007] 'Torino City Report'. Center for Analysis of Social Exclusion. 26 October 2007.